

議事日程第4号

平成25年3月15日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について

日程第3 付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決 13件

民生文教常任委員会付託事件 4件

議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について

議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について

議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

総務建設産業常任委員会付託事件 9件

議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について

議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について

議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について

議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について

議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

日程第4 議案の審議及び採決 8件

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定について

議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めるこ
とについて

議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約に
ついて

日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等
の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高 山 由 行	2番 山 口 政 治
3番 安 藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山 田 儀 雄
7番 加 藤 保 郎	8番 伊 崎 公 介	9番 植 松 康 祐
10番 大 沢 まり子	11番 岡 本 隆 子	12番 佐 谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 瀬 瀬 久 美
教 育 長 丹 羽 一 仁	総 務 部 長 鍵 谷 昌 孝
民 生 部 長 田 中 康 文	建 設 部 長 奥 村 悟
教育担当参事 安 藤 信 治	企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典
総 務 課 長 寺 本 公 行	企 画 課 長 加 藤 暢 彦
まちづくり課長 須 田 和 男	税 務 課 長 佐 久 間 英 明
住民環境課長 水 野 嘉 博	保 険 長 寿 課 長 山 田 徹
福 祉 課 長 若 尾 要 司	農 林 課 長 植 松 和 徳
上下水道課長 亀 井 孝 年	建 設 課 長 伊 左 次 一 郎
会 計 管 理 者 田 中 秀 典	学 校 教 育 課 長 藤 木 伸 治
生涯学習課長 玉 木 幸 治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長 渡 辺 謙 二

議 会 事 務 局 記 書 渡 辺 一 直

開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、ケーブルテレビ可児より撮影等の取材の申し込みがありましたので、これを許可いたします。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 加藤保郎君、8番 伊崎公介君の2名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。

追加議案として付議されました議案第30号を議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について、朗読を省略し、説明を求めます。

福祉課長 若尾要司君。

福祉課長（若尾要司君）

おはようございます。

それでは、追加議案の提案理由説明をさせていただきます。

皆様方のお手元の議案つづり、追加議案のつづり1ページをお願いいたします。

議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について、御説明いたします。

介護及び障害者の区分認定に係る審査、判定業務につきましては、地方自治法の規定に基づき、可児市、御嵩町で共同設置しております認定審査会で行っております。障害者の区分認定につきましては、現行、障害者自立支援法により実施してまいりましたが、障害者の範囲や支援について定めた法律である障害者自立支援法が、平成25年4月1日より障害者総合支援法、通常こう呼びますが、正式には障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律と名称改正されることを受け、当該規約中の法律名を変更するものであります。

規約の変更にあたり、地方自治法第252条の7第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があり、本日、追加議案として上程するものであります。

変更内容につきましては、資料つづりその3の新旧対照表で御説明申し上げますのでごらんいただけますでしょうか。

表の右の欄でございますが、現行でございます。共同設置する市町を定めた第1条中の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、以下、障害者総合支援法というふうに。それから、共同処理する事務を定めた第3条第2号中の障害者自立支援法を、障害者総合支援法に改めるものであります。

附則としてこの規約は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で議案30号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いたします。

付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第3、付託事件の審査結果報告並びに審議及び採決を行います。

各常任委員会に付託しました議案第5号から議案第10号及び議案第17号、議案第18号、議案第20号から議案第24号までの合わせて13件について一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。ただいま議題といたしました13件について、それぞれの常任委員会委員長より順次報告をしていただき、質疑及び採決を行います。

初めに、民生文教常任委員会付託事件の議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案

第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、以上4件について行います。

民生文教常任委員会委員長に、審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁君。

民生文教常任委員会委員長（佐谷時繁君）

それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成25年3月11日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、民生文教常任委員会委員長 佐谷時繁。

3月7日に開会された議会第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結果を報告します。

記1. 審査実施日、平成25年3月11日、月曜日。

2. 審査事件名、議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について、議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について。

3. 審査の結果、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求め、保険税（保険料）や国庫・県支出金などの算定が的確になされているか、住民が賛成する内容であるか、違法な点がないかなどを主眼に審査いたしました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりです。

1. 議案第6号について、高額療養費の状況確認、レセプト審査の内容確認と保険者負担分の状況について、保険基盤安定繰入金について。

2. 議案第7号について、健康審査費（ぎふ・すこやか健診）事業内容確認。

3. 議案第8号について、介護認定調査業務の内容確認。

4. 議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、質疑ありませんでした。

4. 審査の結果、議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定いたしました。議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定いたしました。議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定いたしました。議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定をいたしました。以上です。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を

行います。

議長（谷口鈴男君）

議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑はないようですので、質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号 平成25年度御嵩町国民健康保険特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号 平成25年度御嵩町後期高齢者医療特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号 平成25年度御嵩町介護保険特別会計予算について採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号 御嵩町民の歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

続きます。総務建設産業常任委員会付託事件の議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、以上9件について行います。

総務建設産業常任委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

それでは、総務建設産業常任委員会に付託された事件について審査報告を行います。

平成25年3月13日、御嵩町議会議長 谷口鈴男様、総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介。

総務建設産業常任委員会付託事件審査報告書。3月7日に開催された第1回定例会第3日目に本委員会に付託された事件について、会議規則第77条の規定により、下記のとおり審査の結

果を報告します。

記 1. 審査実施日、平成25年 3 月13日。

2. 審査事件名、議案第 5 号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、議案第 9 号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について。

続きまして、3番、審査の経過、予算の審査に当たっては、予算書及び歳入歳出予算附属書類の説明を関係職員に求めました。編成された予算が一つの施策だけに重点を置くようなものではなく、広く客観的に住民全体の立場に立った公平なものなのかなどを主眼に置きました。

また、特別会計については一般会計とは分離した特定の事業を行うことから、基本構想などに沿った長期的な観点に立ったものなのか、経営収支はどうか、使用料、国庫・県支出金などの算定が的確になされ財源が確保されているか、町債の償還計画に確実性はあるか、決算審査意見等が反映されているか、新たに上程された条例については、住民が賛成する内容であるか、違法な点はないかなどを主眼に審査しました。

なお、主な意見及び質疑は次のとおりです。

(1)主な意見。①議案第 5 号について、債務負担行為、上之郷地域活性化事業に伴う公共用地の取得委託については、事業に着手する場合、今後の利用等については議会と慎重な協議を要望する。本庁舎耐震工事、大規模改修工事については、慎重な計画を立案し予算執行を行うことを要望する。

(2)主な質疑。①議案第 5 号について、訴訟裁判委託料の内容について、FM番組作成・地域情報番組作成委託料について、ふれあいバス・予約タクシーの運行について、御嵩・中地区都市再生整備事業の景観・まちなみづくり補助金について、伏見ふれあい遊歩道について、鬼岩公園遊歩道等施設整備内容確認について、南山公園木製遊具設置内容確認について、森林再生モデル事業内容確認について、ふるさと応援寄附金について。②議案第 9 号について、不明水対策事業の内容について。③議案第10号について、水道未普及地域解消事業の用地費・補償費について。④議案第17号については質疑ありません。続いて議案第18号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号については、質疑はありませんでした。

続いて4番、審査結果。議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。以上、報告終わります。

失礼しました。審査の結果追加させていただきます。議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、全員の賛成により可決すると決定した。以上、報告を終わります。

議長（谷口鈴男君）

委員長報告が終わりましたので、それぞれの案件ごとに委員長報告に対する質疑及び採決を行います。

議長（谷口鈴男君）

議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ただいま御報告いただいた中で、主な意見として債務負担行為についての要望が付けられておりますけれども、この件に関しまして委員の皆様の質疑また執行部側の御答弁について、御説明をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

委員の意見といたしましては、ここの主な意見に記載してあるとおり事業に着手する場合、今後、利用等については、議会と慎重な協議を要望するということをお願いしました。それに対して執行部側からも、この議会と慎重な協議をはかって事業を進めていくという回答をいただいております。

[挙手する者あり]

議長（谷口鈴男君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今おっしゃられたことはこの文面見ればわかるんですけども、そこに至るまでの中での質疑と御答弁等の説明をお願いいたします。いろいろな質疑が出たのではないのでしょうか、ここに至るまでに。その件について、何点か御質疑、また御答弁の説明をお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

ここに至るまでの質疑ということなのですが、価格について、あるいはその他について、ほとんど質疑というものにはなかったわけですが、ただ全員協議会で示されました図面等について、あれは、あの……と、いうものを基準にして考えるのではなくて、今後新たに設計していくということで、その時に議会と慎重な協議をして本当に有益なものを建設していくという意見をいただいております。

議長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

今の御説明で、済みません、私十分によくわかりませんので、もう少し確認をさせていただきたいんですが、計画の中にお話しにもありましたように消防車庫を含むとか、地域交流の場にするとか、いろんなお話も含んでの計画だったように私は受け取っているんですが、そうしますと最初から計画をきちんと練り直すということだと、その辺も含めながらの計画の練り直しという理解でよろしいでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

安藤議員の御質問にお答えします。

まずこの土地について、防災を主体にいくのか、あるいは関連した要望書が出ております。その要望書に沿ったものにしていくかということなのですが、まずこれについては防災を主体にしていくと。防災を主体にしていくんだけれども、複合施設としてできるだけ利用価値の高いものにしていくという回答を得ております。

議長（谷口鈴男君）

よろしゅうございますか。

ほかに。

ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第5号 平成25年度御嵩町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第9号 平成25年度御嵩町下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号 平成25年度御嵩町水道事業会計予算について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号 御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号 御嵩町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号 御嵩町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号 御嵩町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、採

決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これより議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 御嵩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、採決を行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時といたします。

午前9時45分 休憩

午前10時00分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、先ほど委員長報告の中で民生文教常任委員会のほうの報告、報告書の記載上間違いがございましたが、報告書の2ページの議案第7号 健康診査費の下のところと同じく議案第7号というふうに書いてありますが、介護保険認定調査業務の確認、これ議案第8号でございますので訂正をお願いをしたいと思います。

それから、先ほど総務建設産業常任委員会委員長に対する質疑の中で、10番 大沢議員、また3番 安藤議員のほうからの質問に対して若干答弁漏れがあるということで、委員長のほうから少し補強をしたいという申請がございましたのでこれを許可いたします。

総務建設産業常任委員会委員長 伊崎公介君。

総務建設産業常任委員会委員長（伊崎公介君）

先ほどの債務負担行為についてであります。行政のほうからは今のところどのようなものにするかは決まっていない。現在のところ面積的にもどれほどのものにするのかは白紙の状態である。で、その上で、設計前に議員に相談して、どんなものを建設していくかということを考えていきたいというような回答を得ておりますので、追加して回答とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の審議及び採決を行います。

議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号 御嵩町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号 御嵩町町税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号 御嵩町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号 御嵩町都市下水路条例を廃止する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 御嵩町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 御嵩町上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号 御嵩町上之郷辺地に係る総合整備計画（第2次変更）を定めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号 可児市・御嵩町認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（谷口鈴男君）

以上で、本定例会に提出されました案件は全て終了しました。

ここで、町長より挨拶をお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

長丁場となりました3月定例会、全ての議案について全員の賛成をしていただきまして議していただいたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

この定例会で上程させていただきました、もっとも議論になるであろうという上之郷地区での土地取得については、これまでの議論、また皆さんのお考えを尊重し、また当初よりまだまだ設計上は白紙の状態であるということには違いがございませんので、議員の皆さんにも全員賛成をいただきました。そういう意味では、行政と議会、そして町民、そして地域住民の方々としっかりと議論をした上での設計にしていきたいと考えております。少し欲張りな施設になるのかなと思っております。防災・減災を基準とし、地域の活性化につながるような、そうした欲張りな施設を考えていきたいとこのように思っておりますので、議員の皆さんにもぜひ御協力をいただきまして、協働で初めて御嵩町でできる施設だというものにしてまいりたいと思

っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

けさ9時5分に、大変喜ばしいといえますか、身の引き締まる情報が入ってまいりました。2008年度に募集されました環境モデル都市の件であります、昨年再募集がございました。低炭素都市関連の幹事都市として再募集にチャレンジをさせていただきました。粛々とこれまで取り組んでまいりました施策、これから取り組もうとしております施策について、シンプルでありますけれど、信念を持って御提案をさせていただきましたところ、25の都市からの応募があった上で、全国で7つ環境モデル都市としての選定をいただいた中に、御嵩町が入りました。これで合計、全国で20都市であります。都道府県の数からいっても半分以下ということになりますし、岐阜県においては御嵩町のみであります。この中部圏においても富山市、豊田市、そして御嵩町、この3つの自治体だけあります。担当者も大変頭を抱えつつ、どう前向きに取り組んでいくかこれから大いに悩んでまいりましょうけれども、少なくとも予算上も係る部分も出てまいります。議員の皆さんにも理解をいただきまして、もともと御嵩町は派手な提案はしてはおりませんので、そういう意味でも中身の濃いものに、また実現可能なものに取り組んでいく、このような形にしてまいりたいと思っております。この後、全員協議会において、現在のところの情報としてのこの説明をさせていただくつもりでありますけれども、1つ御嵩町にとって大変喜ばしい看板ができたと思っております。

今回、この3月31日で御嵩町へ派遣されております、県から来ていただいております三輪参事のある意味置き土産かなというふうに思っておりますけれど、前の堀参事から引き継いだ形で三輪参事、とりあえず選定までこぎつけました。また今度新たに派遣していただく、どんな参事がお見えになるかわかりませんが、その参事を中心に、しっかり頑張ってもらいたいと思っておりますので、ぜひ皆さんにも御協力のほどをよろしくお願いいたします。

今、さきに名前が出ましたが三輪参事、本当に2年間ありがとうございました。今後とも出世をしていただいて御嵩町を常に気にかける県の職員であっていただくことを、ぜひ心からお願いを申し上げておきたいと思っております。

また3月31日で退職されます丹羽教育長、本当に長年にわたり御苦労さまでございました。私が議長の時ですが、丹羽教育長には一度ひどく叱られたことがございます。教育長人事がなかなか決まらないという中でお叱りを受けたのでありますが、当時議員でありましたので十分お聞きした上で、町長になってかたき討ちではありませんけれども、すぐこういう教育長にお願いしたというような経緯もございますが、本当に体調が悪いという中で頑張っていたと思います。

また安藤参事、長年御苦労さまでございました。彼は私の向陽中学校野球部の1年先輩で、私の前の向陽中学校の野球部キャプテンでありました。退職すれば、私の大切な怖い先輩にな

るかと思っておりますけれども、今後ともつき合いのほう、しっかりとしてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

玉木課長、植松課長については、まだまだ余力を残しての退職ということになりますが、長年にわたって本当に御嵩町行政を支えていただいたと心からお礼を申し上げます。

全体的に来年度、25年4月からは、また年齢的にも若返った形での組織になるかと思えます。議員の皆さんにもぜひ御協力いただいて、しっかりと町民の思いを受けとめられる行政を実現してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたしまして閉会の御挨拶、お礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

ここで、3月31日をもちまして丹羽教育長が退職されます。

丹羽教育長におかれましては、5年9カ月にわたり教育長の重責に携わっていただきました。大変御苦労さまでございました。感謝申し上げます。恐縮ですが、退任の御挨拶をお願いしたいと思えます。

教育長 丹羽一仁君。

教育長（丹羽一仁君）

こういった挨拶の機会をいただきましたことについて心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

町長さんのお話にもありましたように、健康だけしか取り柄のない自分だというふうに思っていたわけですが、その健康に最近ちょっと自信がなくなってきたということで、病院の世話になると、そんなことで休みをいただく、まことに私にとっては不本意なことですが、休みをいただく機会もふえてきたということでありまして、職員の皆さん、それから町民の皆さんに直接・間接的にいろいろ御迷惑をおかけする面が多かったということを思っております。今後を考えましても、迷惑をおかけする可能性の方が高いというようなことを思いまして、任期途中ということではございますけれども退職の願いを申し上げます。町長様、それから教育委員様、皆様方に温かいお言葉をいただきながら認めていただきましたことに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

因縁という言葉、よく使われる言葉です。因というのは自分のうちから出てくる力、縁という字は外からいただく力。因の小さな自分に対して、大きな縁をいただきながら、きょうの日を迎えさせていただけたというふうに思っております。学校給食を初め、各小中学校の教育推進、それから家庭教育学級、生涯学習、特に公民館活動、それから文化振興事業、スポーツ振興事業、思い起こしますと本当にたくさんの方々の大きな力と御努力をいただいた日々であったということで、お礼の言葉をどう申し述べさせていただいたらいいのか浮かんでまいりませ

ん。こうした日々を迎えさせていただけたのも、ここにおられる議員の皆様方の温かい御理解とそして心強い御支援、町長さんのリード、大変御無理なことも申し上げてきたわけですが、広い胸で受けとめていただいて応援をいただきました。また、一つ一つのことを一緒に考えて、力をいただきました御嵩町の職員の皆さん、教育員の皆さん、そして教育委員会事務局の皆さん、本当にたくさんの方々にかかわりを持っていただいたわけですが、そういった方々のお力を心から感謝を申し上げます。本当に縁というのをいただいたおかげさまでありました、ということをおもっています。命をつないでくれて育ててくれた先祖、支えてくれた家族にも忘れないで手を合わせたいと、そういうふうにおもっています。御嵩町の町政、それから教育行政が、ますます充実し発展していくということを私は確信をいたしております。そんな確信を申し上げながら、意を尽くせませんが、お礼の言葉とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

次に、3月31日をもって三輪参事が県職に戻られます。三輪参事におかれましては、先ほど町長の御報告の中にもありましたが、さらに御嵩町の大きな懸案事項であります亜炭鉱害等についても先進的な働きをしていただきました。この御嵩町での2年間職務に従事していただきましたこと、本当にありがとうございました。ここで御挨拶をいただきたいと思っております。

企画調整担当参事 三輪康典君。

企画調整担当参事（三輪康典君）

ただいまは格別の御配慮をもちましてこのような機会を与えていただきまして議会に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

よりよい地方自治を志しまして岐阜県庁に奉職をした身ではありますが、この2年間住民の皆様様の生活に最前線で重い責任を果たす町という基礎自治体で働くチャンスがいただけたことは、私にとって望外の喜びでありました。渡邊公夫町長の補助機関としてさまざまな課題に対応させていただきましたが、町民の皆様、主権者たる国民の皆様の前には、国も都道府県も市町村もなく、ただただ公があるのみ、こういうシンプルな事実を学ばせていただきました。今後はこの学びを私の仕事に生かしてまいることが御嵩町への御恩返しと考えております。

最後になりますが、御嵩町住民の皆様のお幸せと議会、御嵩町のますますの発展をお祈り申し上げます。本議場でのお別れの挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

次に、3月31日付で退職されます参事、課長より、それぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。最初に、特に共和中学校の耐震化、地下充填等につきましては本当に先進的な働きをして

いただきながら、学校教育行政に邁進をしていただきました教育担当参事 安藤信治君。

教育担当参事（安藤信治君）

退職に当たりまして御挨拶申し上げます。まずもってこのような機会をいただきましたこと、谷口議長及び議員の皆様並びに町長初め執行部の皆様に心よりお礼申し上げます。

本年3月をもちまして定年を迎え退職させていただくことになりました。私は昭和50年4月から38年間勤務させていただきました。役場にお世話になって以来、今日に至るまで、よき同僚、よき先輩、晩年にはよき部下や上司に恵まれ、仕事だけでなくプライベートでもいろいろつまずきもありましたが、おかげをもちまして大過なく心穏やかに定年を迎えることができました。

先ほど町長が野球のことをちょっと触れられたんですけれども、私もちょっと強烈的な思いが1つありますので、1つ当時のエピソードをお話ししたいと思います。昭和50年、私が役場にお世話になった当初の話ですが、今2市2郡と言っております、そのころは1市2郡と美濃加茂市が1市で可児市がまだ町の時代でございましたけど、加茂区地域の総職員の野球大会が盛んなころで、当時スポーツ経験者をたくさん採用して、美濃加茂市なんですけど、圧倒的に強い野球部でありました。そんな野球部に、うちの弱小といいますかそんな小さな町の野球部が勝っちゃいまして、大変それが印象に残っています。初優勝でした。その対戦をネット裏で当時、原町長、御存じの方あると思いますけれども原町長と、当時美濃加茂市の岸市長が観戦してみえて、そのとき私、勝つ試合を見ていた原町長いわく、大きな美濃加茂市に御嵩町のような小さな町が勝ったと。岸の悔しそうな顔が痛快だった、なんて大変喜んでおられました。なぜか原町長が岸さんを「岸」と呼び捨てにしていたことを今でも覚えております。それこそ40年近い前の話なんですけど。その夜、とある料理屋へ繰り出しまして、原町長のおごりで夕食をごちそうになったということが大変印象に残っております。今でも思い出します。このことを知っておられるのは、この中の職員でも私と、後ろにおります渡辺事務局長、それから額額副町長、前に加藤議員と山田議員もおられるんですけど、それくらいかなと思っているんですけども、大変喜ばしいできごとであったなということを大変印象深く思っております。

その後、平井町長、それから柳川町長、それから渡邊町長に移ってからは、管理職として渡邊町長に登用していただきまして、会計課で財務会計や現金の出納経理に大変四苦八苦しました。農林課では、比衣の落盤地区事故に続いて、顔戸地区でも大変な落盤事故が発生しました。私が農林課時代ですけれども、このとき町長が私のせいじゃないかというようなことも話し合ったことがありますけれども、何とも使い勝手の悪い対策基金の運用制度には大変苦しませていただきました。教育委員会では、全国的に見ても初めてとなる亜炭廃坑の予防対策として、共和中学校の耐震地下充填工事における文科省の交渉や、地震や地盤工学の大学教授などの

学識者とのやりとり、これらは苦勞でありましたが、私にとって大変貴重な体験であり、やりがいのある仕事でありました。

退職後は私も何も予定はありませんけど、私が信奉しております福岡県の農業改良普及員をやっておられた宇根豊さんという方がおいでになるんですが、その方がおっしゃられていた「金にならない百姓仕事は自然をつくるんだ」というような言葉をよりどころにして趣味の米づくり等しながら、その合間を縫って好きなゴルフを思いっきりやれたらいいかなと、そんなふうに思っております。いつまでもどきどきわくわく、少年のような気持ちをいつまでも持ち続けて、これからの第二の青春となるものを謳歌したいというふうに考えております。

最後になりましたが、ここにおられます全ての皆様のますますの御活躍と御健康を祈念いたしまして、簡単ではございますが退職の御挨拶とさせていただきます。本当にお世話になりました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、その人柄を生かしながら、職場でまた住民の皆さん方とのコミュニケーションを非常にうまくとられながら業務に励んでこられました生涯学習課長 玉木幸治君、よろしくお願ひします。

生涯学習課長（玉木幸治君）

退職に当たり一言御挨拶いたします。まずはきょう、こういう場をつくっていただきまして感謝申し上げます。

私は昭和46年に採用されまして、当時の経済課でございますが、今現在農林課でございます。それ以後、教育委員会、総務課、住民課、福祉課、それぞれ各課を回りました。その中で税務課のみ配属されませんでした。42年間やらせていただきました。その中で持ち前の明るさで、先ほども議長さんが言っていたようなコミュニケーションをとりながら、一生懸命頑張ってきました。この42年間を振り返りますと、数々ありますが、さまざまな体験と経験をいたしました。

思いを申しますと、昭和63年に住民課におきまして衛生環境における問題、岐環協と言ひまして、岐阜県環境衛生協会が県下にストを起こしました。その時点に住民課におきまして、町内のいわゆる衛生業者がストを25日間決行いたしました。そのときに担当職員としまして民間から衛生車、バキュームカーをもちまして、25日間、町内をくみ歩いた覚えがあります。これも初めてのことでございまして、現在役場職員に1人ございますが、たまたま新入生が入ってきまして、その方が、役場に入って何でくみ取りに行かなくちゃならないんだという話がありましたんですが、育成しまして24時間奮闘しまして、費用にしましては860万ぐらい使いましたんですが、そうした思い出が頭に残っております。

また平成16年には、建設課で東海環状、資材運搬、21号バイパスの事業を始めまして、この事業によりまして用地買収6年間勤めまして、残地検査等を、先ほど議長さんが申し上げましたようにコミュニケーションをとりながら、裁判所なり弁護士なり相談を受けながら100%の交渉を進めてまいりました。

また昨年には47年に1度という岐阜国体の事業、名鉄電車を使った炬火リレー、あるいはデモストのマレットゴルフ大会が盛大に開催できましたことは、本当に多くの達成感と感動を味わいました。これも議員の皆様の御指導のもと、御理解いただきまして無事終わりました。本当にありがとうございました。

最後になりますが、42年間務めさせていただけたわけですが、先ほども町長さんのほうからまだまだ玉木課長は余力があるとそういう言葉を申されまして、まだ私もそれなりに御嵩町に貢献をしていきたいと思っております。退職後につきましては農業に従事しておりますが、御嵩のほうにもオペレーターというような仕事もございまして、そういった貢献を進めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

最後になりましたが、今後の御嵩町の発展と、25年度の施策方針にもございしますが、安全・安心な町づくりに御尽力いただきまして、皆様の健康と御活躍を祈りまして挨拶とかえさせていただきますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、長きにわたり堅実な人柄を堅持しながら行政に携わっていただきました。特に終盤におきましては、農業・林業、特に我が町の里山等につきましては森林保全等に本当に御尽力をいただきました。ここで農林課長の植松和徳君に御挨拶をいただきたいと思えます。

農林課長（植松和徳君）

では、御挨拶をさせていただきます。また本日はこういった御挨拶の場を設けていただきまして執行部の皆様、議長さん、議員の皆さん、ありがとうございます。

実は私、2年ほど前に病気が見つかりまして手術をいたしました。現在も再発防止に通院をしておる状況でございます。そんな中、退職したらどんなことをやりたいという思いがたくさんございまして、そちらを優先することとして少し早いですが退職をさせていただくことにしました。

在職中一番よかったなと思えますのは、住民の方と一緒にやった仕事、公民館の事務局、それから民生委員さんの事務局、農業委員の事務局をさせていただき、同じ目的に向かって一緒にやらせていただいたことが、非常に他の部署に行っても役立ったと、今思っているところでございます。

退職後は特に勤める予定はございませんが、趣味でございます米づくり、現在6反ほど、60

アールですね、作付しておりますが、なかなか米がおいしいという好評も得ていますので、もう少し作付をふやしてもいいかなと思ったところ、また新たにどうでしょうかという話もきてますので、ちょっといろいろ考えたいなと思っております。それと、野菜づくりも大変好きでございまして、この辺も一応専念をしていきたいなと思っております。

いろんな方に本当にお世話になり、今まで昭和49年から務めて39年間になりますが、本当にやってこられたなと思っております。私、常に人生の生き方の中で、自分一人では生きていけないという信念がございまして、どこで自分がお世話になって今の自分があるかという心を持って今まで生きてきましたし、今後もその気持ちを忘れずに頑張っていきたいと思っております。本日は皆さんに大変お世話になりましたし、また御嵩町がますます発展することをお願いしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

ただいま退任の挨拶をされました皆さん方、本当に長い間御苦労さまでございました。今後、よき人生を歩んでいただきたいと思います。

閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これをもちまして、平成25年御嵩町議会第1回定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午前10時40分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員